

基準費用額

論点

- 基準費用額は、介護保険法の規定に基づき、食事の提供及び居住等に要する平均的な費用の額を勘案して定めることとされている。
- 食費の基準費用額については、令和3年度介護報酬改定において、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した額と当時の基準費用額との差があった状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、53円（1,392円／日→1,445円／日）の引き上げを行った。
- 居住費の基準費用額については、令和6年度介護報酬改定において、令和4年の家計調査における高齢者世帯の光熱・水道費の上昇を踏まえ、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、全ての居室類型で60円／日の引き上げを行った。
- 基準費用額については、介護保険法において、介護保険施設における食事の提供又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならないこととされている。また、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）においても、物価上昇への対応として、「足下の物価高騰が事業所に様々な影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、引き続き、物価高騰が居住費・食費に及ぼす影響を適切に把握し、必要な対応を行うべきである。」とされている。
- 今般、令和7年度介護事業経営概況調査の結果では、令和6年度決算における介護保険施設における食費の平均額は46,938円／月となっており、現行の基準費用額を上回っていた。また、家計調査を見ても、高齢者世帯一人あたりの食費は、近年大きく上昇している。一方で、高齢者世帯一人あたりの光熱・水道費は、家計調査によると令和4年以降横ばいとなっている。
- こうした状況を踏まえ、介護保険施設における基準費用額について、どのように考えるか。あわせて、補足給付における負担限度額について、どのように考えるか。

対応案

- 介護保険施設等における食費の基準費用額について、近年の食費の上昇に対応し、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点から、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況を踏まえ、利用者負担への影響を踏まえつつ、必要な対応を検討してはどうか。

施設系サービスにおける食費・居住費の平均的な費用額

< 令和 7 年度概況調査の結果 >

			基準費用額 (月額)	令和 7 年度 介護事業経営概況調査		
				(令和 6 年度収支)		(償却方法 統一後)
食費			43,928	合計	46,938	
				調理員等	26,857	
				材料費等	20,081	
居住費	多床室	特養	27,816 〔国庫補助金等相当額を 勘案〕	合計	46,453	46,970
				減価償却費	34,333	34,850
		老健 医療 院	13,285 (21,189)	光熱水費	12,120	12,120
				(R6家計調査)		
	従来型個室	特養	37,422 〔国庫補助金等相当額を 勘案〕	合計	54,914	55,438
				減価償却費	34,718	35,242
				光熱水費	20,196	20,196
		老健	52,531	合計	47,207	48,901
				減価償却費	26,393	28,087
				光熱水費	20,814	20,814
		医療 院	52,531	合計	50,822	51,606
				減価償却費	34,035	34,819
光熱水費	16,787			16,787		
ユニット型個室の多床室		52,531				
ユニット型個室		62,806	合計	69,037	69,037	
			減価償却費	47,061	47,061	
			光熱水費	21,976	21,976	

< 参考：令和 5 年度実調の結果 >

			令和 5 年度 介護事業経営実態調査		
			(令和 4 年度収支)		(償却方法 統一後)
食費			合計	40,898	
			調理員等	23,424	
			材料費等	17,473	
居住費	多床室	特養	合計	46,970	<u>47,264</u>
			減価償却費	34,519	<u>34,813</u>
		老健 医療院	光熱水費	12,451	12,451
			(R4家計調査)		
	従来型個室	特養	合計	57,985	<u>58,286</u>
			減価償却費	35,219	<u>35,520</u>
			光熱水費	22,766	22,766
		老健	合計	47,345	<u>48,655</u>
			減価償却費	26,027	<u>27,337</u>
			光熱水費	21,318	21,318
		医療院	合計	49,704	<u>50,256</u>
			減価償却費	33,707	<u>34,259</u>
			光熱水費	15,997	15,997
			ユニット型個室の多床室		
	ユニット型個室	合計	72,036	<u>72,036</u>	
減価償却費		46,567	<u>46,567</u>		
光熱水費		25,469	25,469		

注1 基準費用額の月額は、一月を30.4日とし、これに日額を掛け合わせて算出している。

注2 調理委託している場合の費用は、調理員等に含めている。

注3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。

注4 家計調査の数値は、高齢者世帯1月あたり光熱水費支出額を世帯人員で除した値である。

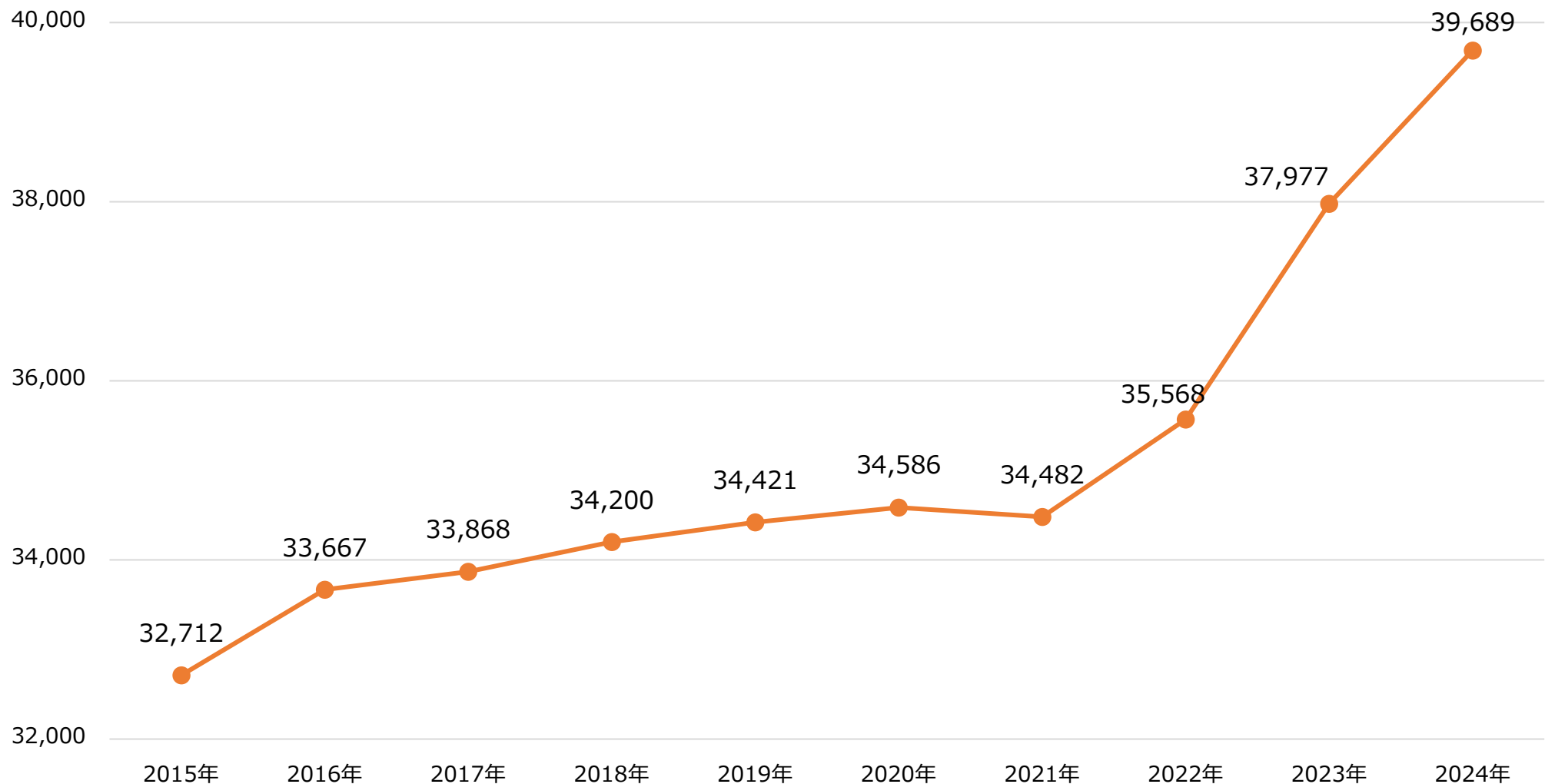
注5 27年度に多床室の基準費用額は見直しを行った。

注6 27年8月から特養の多床室の入所者から居住費(室料相当分)の負担を求めることとした。

注7 「償却方法統一後」の数値は建物の償却に旧定率法を採用している施設について、新定額法に置き換えた場合の数値である。

注8 多床室の老健医療院の()内の金額は、室料を徴収する場合の基準費用額である。

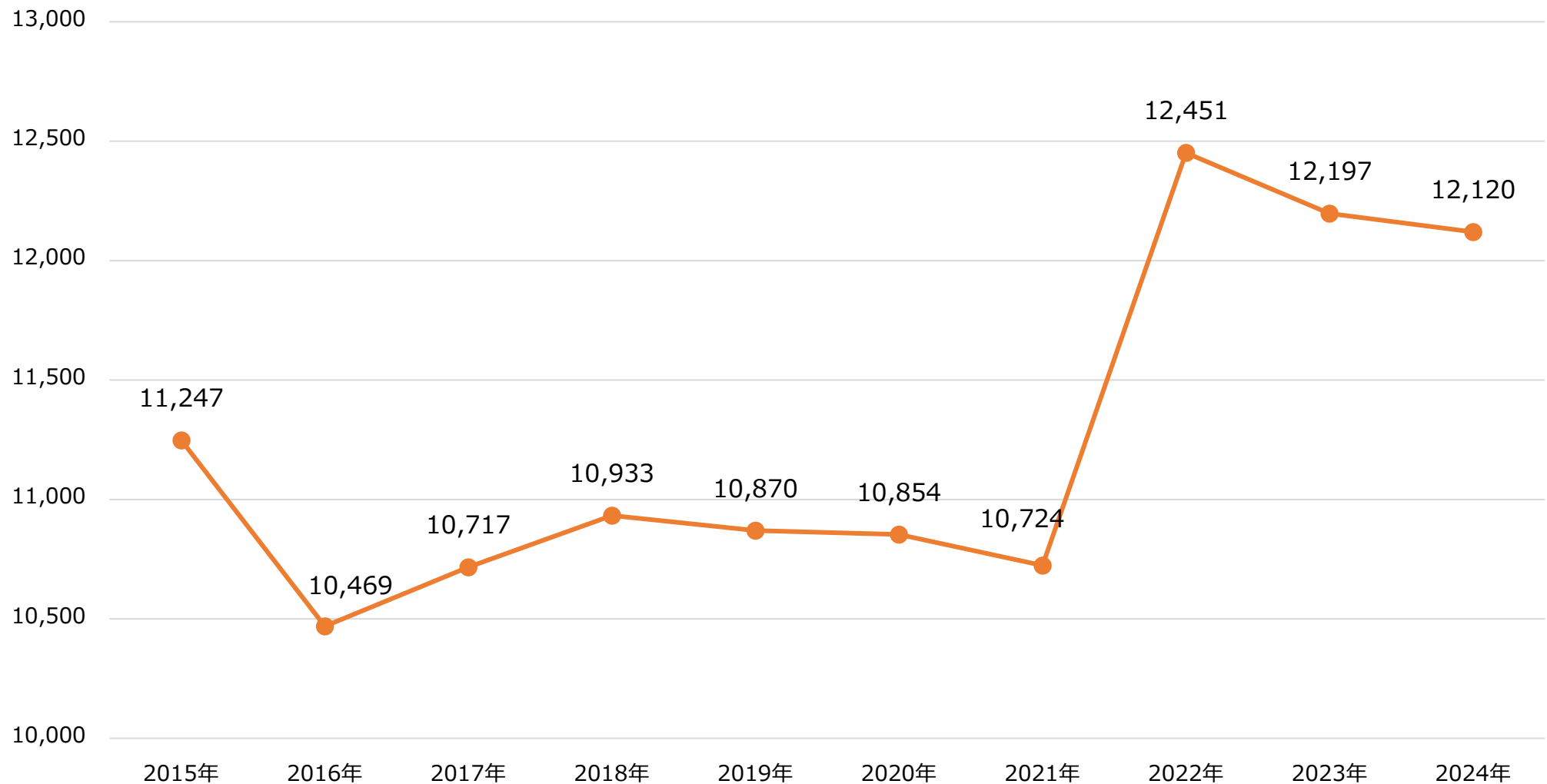
高齢者世帯一人当たり食料費（家計調査）



※ 高齢者世帯一人当たり食料費は、高齢者世帯^(注)一世帯当たり食料費支出額を世帯人員で除した値。

注 高齢者世帯：65歳以上の単身世帯又は男65歳以上、女60歳以上から成る世帯で、少なくとも1人65歳以上の者がいる世帯

高齢者世帯一人当たり光熱・水道費（家計調査）



※ 高齢者世帯一人当たり光熱・水道費は、高齢者世帯^(注1)一世帯当たり光熱・水道費^(注2)支出額を世帯人員で除した値。

注1 高齢者世帯：65歳以上の単身世帯又は男65歳以上、女60歳以上から成る世帯で、少なくとも1人65歳以上の者がいる世帯

注2 光熱・水道費は、電気代、ガス代、他の光熱、上下水道料の合計。

参考資料

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80.9万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80.9万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型 個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

基準費用額に係る介護保険法の規定

(特定入所者介護サービス費の支給)

第五十一条の三 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」という。）における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

- 一 指定介護福祉施設サービス
- 二 介護保健施設サービス
- 三 介護医療院サービス
- 四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 五 短期入所生活介護
- 六 短期入所療養介護

2 特定入所者介護サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

- 一 特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「食費の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「食費の負担限度額」という。）を控除した額
- 二 特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該居住等に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「居住費の基準費用額」という。）から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「居住費の負担限度額」という。）を控除した額

3 厚生労働大臣は、食費の基準費用額若しくは食費の負担限度額又は居住費の基準費用額若しくは居住費の負担限度額を定めた後に、特定介護保険施設等における食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。

4～9 （略）

令和3年度介護報酬改定における基準費用額（食費）の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

○ 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。
【告示改正】

基準費用額（食費）（日額）	
< 現行 > 1, 3 9 2 円／日	< 改定後 > ※令和3年8月施行 1, 4 4 5 円／日（+ 5 3 円）

《参考：現行の仕組み》 ※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し

補足給付

負担限度額
(利用者負担)

基準費用額

負担軽減の対象となる者

利用者負担段階	主な対象者	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

基準額
⇒食費・居住費の提供に必要な額
補足給付
⇒基準費用額から負担限度額を除いた額

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考：現行の基準費用額(食費のみ)》

	基準費用額 (日額(月額))	負担限度額（日額(月額)）		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円（4.2万円）	300円（0.9万円）	390円（1.2万円）	650円（2.0万円）

令和 6 年度介護報酬改定における基準費用額（居住費）の見直し

概要

【短期入所系サービス★、施設系サービス】

- 令和 4 年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和 5 年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を 60 円/日引き上げる。【告示改正】
- 基準費用額（居住費）を下記のとおり見直す。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を 0 円としている利用者負担第 1 段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

単位数

【基準費用額（居住費）】

	< 現行 >		< 改定後 >
多床室（特養等）	855円		915円
多床室（老健・医療院等）	377円		437円
従来型個室（特養等）	1,171円	▶	1,231円
従来型個室（老健・医療院等）	1,668円		1,728円
ユニット型個室的多床室	1,668円		1,728円
ユニット型個室	2,006円		2,066円

施策名：イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 278億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要なとなる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、
 - ・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
 - ・ 大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額

- 介護事業所・施設(訪問介護、通所介護、施設系を除く):1事業所あたり20万円
- 訪問介護、通所介護事業所:
規模(訪問回数等)、提供形態に応じて上限額を区分(※)し、
訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円
通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円
- 施設系(特養、老健、介護医療院等):定員1人あたり6千円

(※)訪問介護は延べ訪問回数(200回以下、201回以上～2000回以下、2001回以上)で区分(30万円、40万円、50万円)。ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。
通所介護は延べ利用者数(300人、600人)で20万円、30万円、40万円の3区分とする。

(3)補助率
国:3/4、都道府県:1/4(都道府県事務費は国:10/10)

(4)補助対象
介護事業所・施設

(5)補助対象経費(例)

[介護サービスを円滑に継続するための対応]
ア. 訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費
イ. ネッククーラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウオッチ
ウ. 業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など

[大規模災害等への備え]
平時のサービス提供にあたって使用することも可能とするが、災害発生時に使用可能な状態で維持するものとする。
ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資(ローリングストックの初期費用)
イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池
ウ. 衛生用品、医療用品
エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ
オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

【事業スキーム】

国

補助

都道府県

補助

介護サービス事業所・施設

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

施策名：イ 介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 210億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要があり、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための支援を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、介護保険施設等の規模等を踏まえ、食料品等の購入費等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額
定員1人あたり1.8万円

(3)補助率
国:10/10 (都道府県事務費 国:10/10)

(4)補助対象
介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、
短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

(5)補助対象経費
食材料費

【事業スキーム】

```
graph LR; A[国] -- 補助 --> B[都道府県]; B -- 補助 --> C[介護保険施設等];
```

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。